

第4期第6回 横浜市市民協働推進委員会 会議録	
日 時	令和2年9月17日（木）午後6時15分から7時47分まで
開催場所	横浜市市民協働推進センター スペースA
出席者	中島智人委員長、池田誠司委員、鈴木伸治委員、松岡美子委員、森祐美子委員
欠席者	坂倉杏介委員、林重克委員、治田友香委員
開催形態	公開（傍聴者0人）審議事項イ、ウ、報告書ア、イは非公開
議 題	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア NPO法人に係る指定基準等条例の改正について</li> <li>イ よこはま夢ファンド団体登録の抹消について</li> <li>ウ よこはま夢ファンド助成金交付審査結果について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア よこはま夢ファンド組織基盤強化助成の見直しについて</li> <li>イ 令和2年度第1回市民協働推進センター事業部会の内容について</li> <li>ウ よこはま夢ファンド登録団体の決定について</li> <li>エ 市民公益活動緊急支援助成金の申請状況について</li> <li>オ 令和元年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書について</li> </ul> <p>その他</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>（中島委員長）皆様、本日はご多忙のところお集まりくださり、ありがとうございます。第4期第6回横浜市市民協働推進委員会を開会いたします。本日の出席状況ですが、過半数の出席がありますので、市民協働条例施行規則第8条第2項の規定による充足数を満たしており、委員会が成立していることを確認いたします。</p> <p>なお、既に事務局からご案内しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、横浜市の対応方針にのっとり、本日の委員会につきましては1時間20分、少々開始が遅れておりますので、19時半には閉会したいと考えております。事務局からの説明も、特に議論を必要とするポイントを中心とし、質疑応答につきましても簡潔にご発言いただきたいと思います。委員の皆様、ご協力をお願いいたします。</p> <p>お手元の次第に従いまして議事を進行していきますが、報告事項のウから始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2 議題</p> <p>（中島委員長）では、まずは事務局、前回の議事録の確認をお願いいたします。</p> <p>（事務局）では、まず、前回議事録の確認をさせていただきます。お手元の会議録をご確認ください。第4期第5回横浜市市民協働推進委員会会議録、日時は令和2年7月2日月曜日に開催させていただきました。開催場所は、今現在のこの市民協働推進センタースペースAとなっております。出席者が7名、欠席者が1名、開催</p>

形態は公開で行われました。議題及び議事につきましては、ご確認いただいておりますので、ご説明を割愛させていただきます。以上でございます。

(中島委員長) ありがとうございます。では、前回会議録について何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

(異議なし)

(中島委員長) では、これでよろしければ、前回会議録についてはご確認いただいたということにさせていただきます。

### 3 議題

#### (2) 報告事項

ウ よこはま夢ファンド登録団体の決定について

(中島委員長) それでは、報告事項のウです。よこはま夢ファンド登録団体の決定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。お手元にごございます資料6をご覧ください。前回の推進委員会でご報告した後、登録申請のありました団体は、こちらの資料6にある6団体でございます。こちらの団体につきましては、横浜市でよこはま夢ファンド団体登録要綱に基づき審査した結果、6団体とも登録となっております。ご説明は以上となります。

(中島委員長) ありがとうございます。では、委員の皆様、何か説明はありますでしょうか。くでん学童さん、つなぐさん、おもいやりカンパニーさん、生きがいラボ GLORY BEE FOUNDATIONさん、アントワープカウンセリングオフィスさん、そしてDV対策センターさんですね。よろしいですか。何か事務局で補足はありますか。よろしいですか。では、何もないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

#### (2) 報告事項

エ 市民公益活動緊急支援助成金の申請状況について

(中島委員長) エ、市民公益活動緊急支援助成金の申請状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、説明いたします。市民公益活動緊急支援助成金ですが、これは市で補正予算を組みながら、6月25日から7月22日まで申請を受け付けております。事前相談については243件ということで、実際の申請のあった団体について207件、交付予定金額6072万6633円を予定して、今、審査・交付作業を実施しているところになります。補助金につきましては、2つのコースということで、団体に直接する支援ということでAコース、上限30万円ということ、想定件数が200件ということだったので、申請件数が196件。Bコース、これは区の団体を支援する中間組織への支援ということで、想定件数が15件ということに11件の申請が来ておりま

す。ほぼ想定件数ということにはなるのですが、実際の申請額の平均が上限より低かったため、およそ1500万円分の予算の余剰がまだあるということで、昨日からになりますけれども、次の資料のチラシで、2次募集という形でご案内を差し上げているところになります。幾つかの団体から既に問合せが入ってきておりますので、引き続き支援が継続できるよう準備を進めていきたいと考えております。

戻りまして、実際の申請の事業例ですが、団体への支援ということで、空き家を活用した三世代交流の居場所づくりを、コロナ対策をしながらやっていくとか、あとは配食サービス等で食事の提供方法を変更したり、オンラインを活用した昼食会などが行われているということがあります。Bコースについては、それぞれの間接支援組織のノウハウを生かしたICT化を支援するというようなことや、子育て支援の活動の展開をサポートするというような、幅広い形での申請が来ております。

説明は以上になります

(中島委員長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様、何かご質問等ありますでしょうか。森委員、お願いします。

(森委員) ご報告ありがとうございます。こちらの、今、申請があつて交付が決定している件数はどのぐらいになるのでしょうか。

(事務局) 現在140件ぐらいになります。

(森委員) 今から2次募集があつて、こちら12月までに実施しなければいけないということですか。

(事務局) そうということになります。

(森委員) 第2次募集の申請の締切が10月12日まで。

(事務局) そうですね、はい。

(森委員) と考えますと、そこから実際に申請があつて、審査があつて通るのが、本決定するのが10月末とか。

(事務局) 書類の内容具合にもよりますが、10月末ぐらいにはという形は考えています。

(森委員) そうすると、2か月ぐらいで実際に申請した内容を実施し終わるということ想定しているということですか。

(事務局) そうですね。あと、対象期間が4月1日までさかのぼっていますので、過去に既に実施している事業に対しても補助の対象になりますので、新たにやる分についてはちょっと期間が短くはなりますけれども、既存の活動での申請という部分では十分対応できるかなと思っています。

(森委員) 今、NPOさんでも任意団体でもかなりの数が実際に、かなりの数といってもまだ200件の申請があつて、この2次募集することによって新たにちゃんと喚起できる広報とかをしていただけるような後押しは、どんなことが今考えられているのでしょうか。

(事務局) 1回目の申請のときは、どのような申請が来るか分からないとか、審査

基準に照らして、どの程度まで見ていくかという具体例がなかったので、探り探りというところはあったのですが、実際に補助がもう決定していますので、こういうものであれば出ますよというような具体例を出しながらPRをしていこうと考えています。ホームページだけではなくて、私どものメールマガジンを使うとか、あとは補助の決定した団体の皆さんに対して、ほかの団体にもPRをしていただければと。既に助成を受けたケースがほかのところでも使えますよというのは、実際に事例がありますので、PRしていきやすいかなと思っております。あとは、職員個人のネットワークの中でのPRもしているところですが、昨日もメールでご案内差し上げたときに、具体例を出していくと、これだったら、あそこの団体を紹介できるとかといった話も来ておりますので、まだまだ申請できる団体は残っているかなと思っております。

(森委員) 困っている団体もたくさんあると思うのですが、なかなか審査が下りないという声も聞いておりますので、とても短い中で大変だとは思いますが、必要としている団体さんにしっかり届くように引き続きお願いできたらなと、お聞きして思いました。ありがとうございます。

(松岡委員) 4月からの事業で、これに関して出すという形でもいいわけですね。割とそこが伝わっていないかなという感じはしました。確かに、書いてあったのですが、4月1日から12月31日までの間に実施した事業ですよ。ただ新たなものを、今から12月までにやらなければいけないのかなと思うので、もう既に終わっているけれども、それに対していいということですよ。それって今まであまりなかったもので、そういうところを丁寧に伝えてください。2次募集もすると今日初めて私も知ったので、2次募集は何件ぐらい応募できるのですか。

(事務局) 金額的にいうと、50件ぐらいを想定しています。

(松岡委員) 分かりました。本当に困っている団体はたくさんあると思うのですが、ここまでにたどり着けない人たちも結構いると思いますので、その辺の支援を、今は区民活動支援センター等もっと言ってくれるといいのかなと思います。

(事務局) 実際に、通常の補助金は交付決定されてから着手という形が多いので、そこら辺は申請に慣れている方ほど、さかのぼって補助対象になるというところが伝わり切らないところがあると思いますので、そこは工夫してやっていきたいと思えます。ある区民活動支援センターでは、この制度の認知度についてアンケートを採ったところ、知っているのは利用団体のうちの3分の1ぐらいとで、そこから申請するのは、また数が限られるというところがありました。

(池田委員) 昨日送っていただいているメールをまだ拝見していなくて申し訳ありませんが、先ほど申請の事業例を示してという話があったのですけれども、具体的にどのくらいのレベルでの具体例なのでしょう。

(事務局) 例えば、地区社会福祉協議会など地域の団体が配食サービスを行う際に購入する衛生器具やプラスチックの弁当箱とか、施設の指定管理者へ委託を受けて

いる団体が自主事業でやるコロナ対策の経費や事業というような説明を入れております。

(池田委員) 申請の種別と実際に活用、こんな形で申請してきていますよということが分かるとすごく理解しやすいのかなと思いましたが、そんな形でこちらとしてもお伝えしていけたらと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(中島委員長) ありがとうございます。またこれも緊急支援だからこそその事業だと思しますので、後で何らかの形で検証できるといいかなとは思いますが。では皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、次の議題に移らせていただきます。

## (2) 報告事項

オ 令和元年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書について

(中島委員長) オ、令和元年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) ご説明いたします。資料8-1をご覧ください。令和元年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書でございます。概要版を基にご説明させていただきます。

まず、「はじめに」として根拠条文ですが、横浜市市民協働条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的または公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年4月に施行されております。本報告書は条例第20条に基づき、令和元年度の市民協働の取組状況について報告するものとなっております。また、令和元年度は、条例の附則に基づく施行状況の3年ごとの振り返りの年に当たりましたので、平成28年度から平成30年度までの本市の取組状況について、推進委員会に諮問させていただき、「今後の横浜の市民協働のあり方に求めること」等の答申を頂いております。

2の市民協働の取組状況ですが、まず、市民の皆様と本市が市民協働により取り組んだ事業としては市内で199事業、横浜市で把握してございました。また、199事業のうち、協働契約を締結して実施した事業が25事業、計62件となっております。※に書いてございますけれども、この25事業のうち、条例第10条（市民等からの提案）ということで実施した事業が4事業6件となっております。

3の市民協働を推進するための取組ですが、(1)の横浜市市民協働条例の3年ごとの振り返りにつきましては、市民協働推進委員会から頂きました答申内容として、「協働の範囲を広くとらえる」「分野を超えた連携を図る」「協働の実践を通じて人材を育てる」等のご意見を頂いております。この答申を受けた本市の今後の取組と

いたしまして、市民協働推進センターを核とした協働を推進していくこと、局間連携を推進していくこと、中間支援組織の育成、支援を行っていくこと等を進めてまいります。また、(2)の協働事業の提案支援モデル事業につきましては、裏面にございますので、後ほどご説明いたします。(3)の市民の皆様への協働に関する周知でございますが、市民の皆様へに協働について理解していただくため、協働ハンドブックを区役所、各市民活動支援センター等で配架し、また、市のホームページからもダウンロード可能としております。(4)の市職員への協働に関する研修等ですが、協働研修の開催として、市職員への協働に関する各種研修を実施いたしました。延べ約1500人が参加。また、職員向け研修ツールとして、eラーニングというツールがございまして、こちらでも協働講座を配信し、延べ約800人が受講しております。(5)の中間支援組織の育成ですが、例年引き続いております、各市民活動支援センターの機能強化として、各区の市民活動支援センターの職員が、地域に積極的に出かけることで、情報収集やキーパーソンとの関係構築を行い、コーディネート機能の向上を図りました。各市民活動支援センターネットワーク事業としましては、18区の地域振興課の担当職員・各区の市民活動支援センターの職員が、区を越えた情報共有を行う会議を開催し、中間支援組織としての機能強化を図りました。(6)の横浜市市民活動推進基金、夢ファンドでございますけれども、基金への寄附額が475件、3035万7514円となっております。よこはま夢ファンド登録団体助成金につきましては、延べ44件、総額で2571万9747円を助成しております。また、組織基盤強化助成金につきましては、夢ファンド登録団体の人材、資金、情報等の組織基盤の安定や強化を目的に、2団体に総額で56万1000円を助成しております。

裏面をご覧ください。4につきまして、本市民協働推進委員会でございます。条例第17条に基づき、市長の附属機関として、市民協働の推進に関し調査、審議するために設置させていただいております。令和元年度は4回開催し、市民協働に関する様々な事項について審議していただきました。主な審議事項としましては、市民協働条例の3年ごとの振り返り、よこはま夢ファンド助成金交付審査、特定非営利活動法人の条例指定の更新についての審議となっております。

続きまして、5の協働契約を締結した主な事業の紹介をさせていただきます。(1)で協働事業の提案支援モデル事業、3年間、推進委員会のご意見を頂きながら進めてまいりましたが、協働の相手方としては3事業です。特定非営利活動法人肺がん患者の会ワンステップさん、NPO法人のはらネットワークさん、こちらは任意団体のてんでんプロジェクトさんとなっております。概要ですが、市民の皆様からの市民協働事業の提案(条例第10条)の積極的な活用に向け、平成29年度に協働事業の提案募集、平成30年度に提案の実現化に向けた伴走支援、令和元年度に3団体と協働契約を締結し、事業を実施しました。この中でNPO法人のはらネットワークさんの例ですが、ちょこっと子育てレスキュー隊では、都筑区内の乳幼児の一時預かりを行っている子育て支援者等がネットワークを形成、緊急性の高い一

時預かりニーズへの対応の検討、身近に預かり施設がないエリアでの出張預かりなどを行っております。効果といたしまして、こちらは3団体全体の効果でございますが、提案団体と行政が提案内容を議論することで、提案内容の広がりや、協働に対する双方の理解の促進などの成果が得られております。この事業を踏まえ、令和2年度は、新市庁舎に開設した市民協働推進センターを活用し、新たな協働の提案支援事業を実施しております。

続きまして、(2)のベンチャー企業成長支援業務でございます。まず、協働の相手方は関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体となっております。概要につきましては、令和元年10月31日、関内にベンチャー企業成長支援拠点としてYOXO BOX(よくぞぼっくす)を設置しております。YOXO BOXは、本拠点が横浜に新しい交流を生み出すためのサンドボックス(砂場実験場)となるという意味を込めて命名されております。YOXO BOXでは、ベンチャー企業等の成長・発展に向けたYOXOアクセラレータープログラムやベンチャー企業支援の専門家による個別相談、起業を目指す方等に向けたYOXOイノベーションスクール、イノベーション創出のための交流・ビジネスイベントなどを実施しております。効果といたしまして、経験と実績のある4社から成る共同事業体と横浜市が協働することで、それぞれが持つノウハウやネットワークを生かし、ベンチャー企業や起業家の成長・発展支援に向けた事業を進めることができました。

条例については報告書の<参考>(39~43ページ)を、また、各区局の協働事業につきましては資料編にまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。ご説明は以上になります。

(中島委員長)ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について質問等ございましたらお願いいたします。

森委員、お願いします。

(森委員)ありがとうございます。この1年間の協働の中で、特にこの分野の協働が大きく動いたなとか、特にこういうことがあると協働って推進されるんだなということとか、そういったポイントとか規模みたいな部分で何か、こうやってまとめられている中で感じられたことがあれば教えてください。

(事務局)この1年という形ですと、協働推進センターをつくるということで、関係局にもいろいろな説明をしていく、あと、機能の中で局間連携会議をつくるというようなことで関係局と話をする中で、今までですと協働の内容が伝わりにくいことも個人的にはあったのですが、去年、関係局といろいろと話をしたり、他の方にこういうものをつくるんだといったときの理解度、なおかつ評価を頂くことが多くて、今までにはそういう局間で連携するというとハードルが高い部分があったのですけれども、ハードルが大分下がってきているのかなと。逆に言えば、市民の皆さんの抱える課題がもう自分たちの部署だけではできなくなっているというのが、それぞれの部署でしっかりと感じ取っている状況になってきているのかなということ

が大きな変化というか、過去とは違っていると捉えるところになります。

(森委員) ということは、予算であったり実際の課題の複雑化というところから、自分たちの部署だけでは難しいという、言ってみれば負の部分の後押しが一つ大きなポイントかなと、今の話を聞いて思ったのです。同時に、これの事業一つ一つ、新規であったり継続の事業そのものの何が一番効果が見える、振り返るには早い段階だと思うのですが、でも一応1年終わった報告のタイミングだと思うので、その中で何が一番効いたのかということというところというところ何なんだろうと。その効いている背景としましては、すごくいろいろな事業があつて、いろいろな分野にまたがってというのが協働だと思うのですが、その中で、新しい場もつくりましたし、やはり場があることによってコーディネートが促進されるんだということがこういうことで分かったとか、あとは、やはり人に投資するということで、コーディネーター、人材であったり、それで後押しされることが分かったとか、あと、この中を見ているとイベントも結構あるので、イベントを実施することで新たな連携が生まれることが分かったとか、何かきつと幾つかのポイントがあるんだろうなとぱーっとめくっている中で感じています。その中で、特にこういうのがポイントなのかなということが、皆さんはどのように感じられているかというところをお願いします。

(事務局) 手前みそになるところもあるのですが、協働提案モデル事業での効果といたしますと、例えば肺がん患者の会の皆さんは、実際に例えば教育委員会と連携を始めると。団体の皆さんと教育委員会が同じ場に立つことによって、教育委員会としても、こういうことができるんだ、ここが学校教育にも当てはまるしというようなことが分かり、それを外部にPRすると、それであれば支援しようということで製薬会社から活動の支援金をもらうというようなことで、正直、私どもの補助金の額はさほど大きくはないのですが、それが呼び水になって次のステップというか、さらに先のステップにこの活動が行ける基礎ができたというようなこともあります。あと、都筑区でやっているのはらネットワークの皆さんも、実際に自治会館を借りて活動を始めるとなると、その前後で自治会の皆さんも、応援してやろうじゃないかという形で非常に後押ししていただいたというのがあります。こういう言い方をするのはどうかとも思うところはあるのですが、自治会の皆さんですと、NPOの皆さんはどうかなと思われる方も結構いらっしゃるのですけれども、行政と協働でやっていることをきちんとお伝えすることによって、自分たちもこの人たちと一緒にやれば次のステップがあるなということを理解していただいたことが、活動の広がりになったのかなと思っています。

(森委員) ありがとうございます。私もそこには同意でして、市民であったり団体であったりが、こんなことをしたいんだというのがまず主であり、そこを言える場があるということと、そこを伴走支援する誰かがいて、それは行政がバックアップしています、協働を推進していますというメッセージを強く押し出すということがすごく大事なことだなと思います。ですので、引き続きそういったことが大事だと



思うとか、そういったはっきりしたメッセージがポイントだし、できると今後いいのかなと、振り返りでは思いました。

(松岡委員) 今回コロナという事態になったことが、いろいろな意味で浮き彫りにさせることがあったのではないかと思うのです。各区における協働事業の内容を見ていると、割とずっと同じような事業体系で、同じような支援の仕方がずっと続いているなど実は思っていました。私の緑区のところもそうですが既にこの支援の形ではないかなというものもあるような気がするのです。実際に手が挙がらないとか、挙がったとしてもいつも同じようなところになっているというような、今回こういうことがあってもまた同じようなもので、これでいいのかなと、実は委員として思います。もう世の中がここまで危機的状況で、協働事業のこのことをやればいいという状況でもない、もっと切迫した課題とかがあるところにもっとフォーカスして見ていかなければ駄目だと思うのです。そういうことは、今後、多分この横浜市としても考えていく、本当にこの協働事業がこれだけあって、これだけのことが、それこそどのように効果があるのかということ、ある意味検証して、やるところはやるけど、もうこれは要らないという勇気も必要かなと思うのです。それは各区の、区民活動支援センターが本気で考えていく時期ではないかと思うのです。去年と同じことを今年もやっています、またやっていきますということではもう済まされないような事態かなと思います。そこを横浜市からも研修なのかは分かりませんが、あるのかとか、考えていくことかもしれません。これから先の5年、10年のことを考えますと、今は本当に転機に来ているなど思っています。だから、同じことをそのまま続けていけばいいわけじゃなくこれはやるべきかやらないべきかということも考えてほしいと思います。ここだけいつもと変わらないで、去年と同じようにやるという話でいいのかなとすごく思うことがあります。すみません。すごく私的な感想もあるかもしれませんが、そう思います。

(中島委員長) 補足というか続けてなのですが、松岡委員のことは、この報告書を受けて今年度ともしくは来年度にコロナが落ち着いた後のことだと思うのですが、今ご指摘があったように、コロナによって社会の課題も非常に変わってきている、その変わってきているのが加速しているとか極端になっているというのはすごく、今までちょっとあったものが顕在化するという、社会の状況が変わっているというのが一つ。あと、協働を受けている市民活動団体のほうの組織基盤が非常に脆弱になっていたり、活動の困難さが伴っているというのと、あともう一つ、県のほうの委員をやっているのが切実なのですが、非常に財政的な危機です。横浜市は私が詳しく分かっていないのですが、恐らく同じような公共サービスとか協働事業に予算が割けられなくなる。私に関わっている自治体でももう一切なくなってしまって、イベント等も全部廃止で、それは新型コロナウイルスだからと言っているのですが、実はそうではなくて予算がないからなのです。なるべく今年使わないようにしようとしている、そういうことも顕在化してくると。イギリスも2010年から緊縮

財政をやったときに、社会的な課題は出てくるのだけれども、財政的なバックアップがなくなってしまったので、協働そのものとか市民活動団体の活動そのものがなくなってしまっているというようなことがあって、市民活動とかは一番予算を削減しやすいのです。要するに制度化されていない事業なので、制度化されている事業はなかなか予算を削減できないのですが、そうではないもの、例えばいろいろな形での補助金とかはすごく削減しやすく、どんどん社会の活動がなくなっていったしまったということも、それはイギリスの経験ですが、もしかしたらそんなことが起こるかもしれません。ですので、松岡委員が言われたことはすごく切実だと思うので、せっかく森委員が指摘されたような、市民協働推進センターで新たな提案ができるという制度ができたので、逆にそれをすごく生かせるチャンスというか、すごく重要性が高まっているのではないかと。ちょっと脱線してしまったかもしれませんが、松岡委員、お答えする前にすみませんでした。

(事務局) ありがとうございます。今、松岡委員と中島委員長からもお話がありましたように、本当にそうなのです。思っけなかつたことが今年起こって、多分もともと根底にあったような課題なのだけれども、何となく今までの積み重ねの中で何となくやってこられた部分が、このコロナということをきっかけに、そのままでは漫然とは続けられなくなっていることがたくさん噴出してきているなとすごく感じております。今は緊急対応というところに財源も人手も振り向けていけないといけないう中で、市民活動をしっかりと、地域活動もそうなのですが、どうやって今までやってきたものを再開させていくのか、その中でも特にこれだけは守っていかなくてはいけないものと、もしかしたらこれを機会に見直せるものと、いろいろあると思うのです。ですので、おっしゃっていただいたとおり、これを機会に、本当に守っていかなくてはいけないもの、支えていかなければいけないものが何なのかということ突き付けられているなと私自身も感じています。財政的にも本当に横浜市も厳しい状況の中で、医療面とか福祉面にコロナ対策のお金を振り向けていかなければならない中で、協働の中では何を守っていくのか、次に何につなげていくのか、今は緊急支援事業もやらせていただいている中でもありますが、次年度に向けてもう少し見極めていかなければならないと感じているところでございます。ありがとうございます。

(中島委員長) ほかの委員の方、何かありますか。ちょっと話が広がってしまつてすみません。では、この報告事項のオについては、これで一度終わりにさせていただきます。

#### (1) 審議事項

##### ア NPO法人に係る指定基準等条例の改正について

(中島委員長) では、頭に戻りまして、審議事項のアから始めたいと思います。審議事項ア、NPO法人に係る指定基準等条例の改正について、事務局から説明をお

願いたします。

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。まず、制度の概要からご説明させていただきます。

1、指定・認定NPO法人制度の概要でございます。指定及び認定NPO法人制度とは、NPO法人の活動が市民等の寄附によって一層支援されることを目的としてつくられた制度です。具体的に申し上げますと、税制上の優遇措置によって寄附が受けられやすくなるといったメリットがございます。

2枚おめくりいただいたところに別紙1を付けさせていただいているのですが、そちらの図をご参照ください。こちらは、認証・指定・認定NPO法人の関係性を示す概要となっております。本市では、今年の3月末時点で、一番左端の一般的な認証法人は1537法人、次に真ん中のところでして、指定法人が6、認定NPO法人が58となっております。認証から指定へ、指定から認定へとステップアップすることで、より大きな税制上の優遇措置が受けられるようになっております。今回、改正を考えているのは、図の中央にございます指定制度の条例改正になります。

資料1の頭にお戻りいただきたいと思うのですが、そちらの2のところです。指定基準等条例改正の内容ということで、改正箇所が指定基準等条例第4条第1項第2号、内容としましては、NPO法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと、こちらの部分を条例から削除することでございます。この第4条第1項では、指定NPO法人になるための基準を定めておまして、(2)の表に一覧を記載してございます。そのうち、第2号において認定NPO法人でないこと、つまり認定NPO法人になっていると指定NPO法人にはなれないということが定められております。そちらを踏まえまして、今回の削除理由についてご説明いたします。

裏面の3、指定制度の現状及び今後をご覧ください。その(1)現状において、指定NPO法人のメリットの一つに、認定NPO法人になるための要件を満たす効果がございます。認定NPO法人になるには、①寄附者数、②寄附の割合、③指定NPO法人であることのいずれかの要件を満たす必要があります。そのうち、①寄附者数、②寄附の割合の要件を満たすことは高い数値基準が設定されているため、明確な数値基準が設定されていない③が比較的認定になりやすい要件となっております。これは別紙1の図の流れでお示ししていますように、指定制度が認定NPO法人になるためのステップとして位置付けられているためでございます。問題となっているのは、指定制度を使って認定NPO法人になった後の5年後の認定の更新のときになります。認定更新時には改めて、今申しあげました①、②、③の要件のいずれかを満たしていることが必須となるのですが、現状の指定条例では、さっきの第4条第1項第2号の条文の存在によりまして、認定NPO法人になると指定NPO法人を兼ねられなくなるため、③の本市指定を要件にした認定更新ができなくな

ります。そのため法人は、当初は③の本市指定を要件にして認定NPO法人へステップアップできているのですが、5年後になりますとそちらが使えなくなりますので、①か②のいずれかの寄附要件を満たさなければならなくなるということになります。結果といたしまして、5年後の寄附要件クリアに自信がない法人にとっては、この条文の存在によりまして安心して認定NPO法人にステップアップすることができないという状況になってございます。そのため、認定NPO法人へのステップアップのために位置付けられた制度であるにもかかわらず、本市指定の取得に魅力を感じられず、ここ数年、本市の指定申請法人件数は年1件あるかどうかという状況が続いております。この現状を改善し、本市指定制度を十分に機能させるために第4条第1項第2号の削除を行うというのが、今回の改正理由になります。

最後に、次のページの4ページ、裏面になります。(3)期待される効果をご覧ください。改正による効果ですが、制度上の制約を解消することで、本市指定を取得する法人数の増加が見込まれます。またそれに伴い、本市指定を要件にした認定法人数も増加することが予想されます。結果として、経済的基盤が安定する法人数が増加することで、市内の特定非営利活動のさらなる活性化を期待するものでございます。

説明は以上になります。なお、参考資料といたしまして、別紙2に指定基準等条例の新旧対照表を添付しています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中島委員長)ありがとうございます。では、これは審議事項ですので、質疑応答をしたいと思います。委員の皆様、何かありますでしょうか。鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)この削除をするという改正については妥当かなと思うのですが、逆に言うと、横浜市は独自のこの規定を設けたそれなりの理由があるのではないかと思います。この点はいかがでしょう。

(事務局)ありがとうございます。当初は、認定のステップアップの手段として、まずは指定制度を活用していただいた後、法人がその後の更新までの5年間で寄附者を広く集めていただくことで、早期に経済的な自立を図ること期待しての規定だと伝え聞いているところでございます。

(鈴木委員)すると、その効果を狙ったけれども、それが逆に二の足を踏むという状況を生じさせたということですね。すると、この削除をするというのはいいのですが、その後、経済的な自立を促すために何かプラスアルファで、これまでの取組に加えてやっていこうというようなビジョンはあるのでしょうか。

(事務局)始めたときは5年間でというところではあったのですが、実際には5年では寄附者を集めることが十分ではないことが次第に分かってきたというところもございますので、もうちょっと中長期的な視点で実際の寄附状況を我々も認識した上で、伴走支援という形で、法人に対してどういう形であれば運営、寄附者が集められるのかといった視点をもってやっていきたいなと考えている次第でございま

す。

(中島委員長) ほかの委員の方々、よろしいですか。森委員、お願いします。

(森委員) (自分の団体も) 認定NPOなので、これは切実で、すごく大きな話だなと思いつながら聞いておりました。今おっしゃられたみたいに、例えば予防であったり、レジデンシャルを高めていくような活動をしているところは、本当に100人以上の方に3000円寄附いただくというのは本当に至難のことで、なくても大丈夫ではないかと思われてしまうところもある中で、認定NPOとしてはすごく努力をする中で、5年って本当にあつという間だなという実感はございました。とはいえども、財政基盤を整えていくだったり、それを目指していくことは努力を怠ってはならないことだと思うので、認定を受けた側の法人は努力し続けることが前提の改正だと思います。でも、賛成でございます。

(中島委員長) ありがとうございます。皆様、よろしいでしょうか。では、この議案に関しては皆様、賛成・承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(中島委員長) では、次に移りたいと思います。審議事項イ、ウ、そして報告事項のア、イについては、一般に公開する前に委員会において公開で審議しますと公平性に欠けるおそれがありますので、これらの議題については非公開とさせていただきますと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

### 《これより非公開議題のため会議録の公開はありません》

#### (3) その他

(中島委員長) では、最後にその他ですが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

(事務局) まず、お手元に資料はございませんが、本委員会の第5期委員の考え方をご説明させていただきます。本推進委員会の任期が、内部の申合せ事項ではございますけれども、最長3期6年までを基本としております。今年は第4期の2年目となりますので、今後、令和3年度からの第5期に向けて私どもで委員改選の準備を進めてまいりたいと考えております。また、これの進捗につきましては、委員会で適宜ご報告させていただこうと考えております。第5期委員の考え方については、ご説明は以上となります。

また、委員会の次回日程でございますが、次回日程は12月22日火曜日、本日より同じこのスペースでの開催を予定しております。なお、次回とその後の3月23日開催の第8回につきましては、日中の午前10時を予定しておりますので、また近くなりましたら改めてご案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

	<p>(中島委員長) ありがとうございました。</p> <p>3 閉会</p> <p>(中島委員長) それでは、以上をもちまして全ての議事が終了いたしました。これにて、第4期第6回市民協働推進委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：NPO法人に係る指定基準等条例の改正について</li> <li>・資料2：よこはま夢ファンド団体登録の抹消について</li> <li>・資料3：よこはま夢ファンド助成金交付審査結果について</li> <li>・資料4：よこはま夢ファンド組織基盤強化助成の見直しについて</li> <li>・資料5：令和2年度第1回市民協働推進センター事業部会の内容について</li> <li>・資料6：よこはま夢ファンド登録団体の決定について</li> <li>・資料7：市民公益活動緊急支援助成金の申請状況について</li> <li>・資料8：令和元年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書について</li> </ul>